

台風 19 号への熊谷保健所の対応について

令和元年 11 月 1 日（金）

保健所は、健康危機管理の要の機関として、保健医療に関する総合調整機能を発揮することが求められております（埼玉県災害時公衆衛生活動マニュアル）。台風 19 号では、下記のとおり対応しましたのでご報告します。

1 災害時の医療体制の準備について

- (1) 医療機関（病院、有床診療所、透析）への依頼等
 - ・非常時の連絡手段について報告依頼
 - ・非常時に使用する夜間・休日の保健所番号の開示
 - ・EMIS（広域災害救急医療情報システム）への入力依頼
 - ・浸水被害等への警戒、非常用電源等災害に備えた準備への注意喚起
- (2) 地域の災害時保健医療調整機能に関する事前検討
 - ・熊谷保健所 ICS アクションカード※に基づく参集後の役割分担の確認
 - ・要支援者（指定難病、小児慢性特定疾病等）への事前準備の確認
 - ・危険動物飼育者への注意喚起、毒劇物取扱事業所へのリストの把握等

※熊谷保健所 ICS アクションカード

ICS (Incident Command System) 概念を基にした「埼玉県災害時公衆衛生活動マニュアル」の保健所活動について、発災時 72 時間程度までをカードにしたもの

2 警戒体制移行後の動きについて

- ・所内の体制について
10 月 12 日(土) 10:00 より全庁警戒体制へ移行。保健所は独自に要員 1～2 名が出勤し、13 日～14 日まで管内市町や医療機関の情報収集を実施。
- ・EMIS 入力状況の確認
- ・避難所開設状況の確認

3 今後の災害対策に向けて

- ・今後発生する大地震、風水害に備え今後とも円滑な EMIS（広域災害救急医療情報システム）の入力にご協力をお願い申し上げます。
- ・避難所開設状況の提供をお願い申し上げます。